

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書

西脇市では、昭和56年度から下水道整備に着手し、平成19年3月末に建設事業を概成しており、市内ほぼ全域で下水道の使用ができるようになり、生活排水処理率は、ほぼ100%となっている。

現在は、処理場等設備の長寿命化計画を策定し、計画的に改築更新を進めているほか、処理場の統廃合や、予防保全の強化等による改築費用の縮減など、将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための取組を進めている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、汚水処理施設に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の平成31年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分されたところである。

今後も、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金が増額や下水道使用料の増額改定によって必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに汚水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。

ついては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを強化するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 下水道施設の改築に係る国庫補助制度の継続と予算枠の拡大を図ること。
- 2 災害時の機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 3 南海トラフ地震や播磨地域を中心に大規模被害が想定される山崎断層帯地震、御所谷断層帯地震及び巨大台風をはじめとする自然災害に備える事前防災の観点から、防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年8月30日

西 脇 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様